



2026年2月10日

各 位

会 社 名	株式会社コーチ・エィ
代表者名	代表取締役 社長執行役員 額 順史 (コード番号:9339 東証スタンダード市場)
問合せ先	執行役員CFO 中島 毅 (TEL: 03-3237-8050)

事業体制の変更に伴う子会社の設立並びに商号変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年2月10日開催の取締役会において、当社グループのマーケット拡大、ブランディング強化及び販売体制の効率化を目的とした組織再編の一環として、持株会社体制へ移行するとともに、新たに2社の子会社を設立することを決議いたしました。また、当該組織再編に伴い、当社の商号変更及び定款の一部変更について、2026年3月26日開催の第25期定時株主総会に付議することを2026年2月10日開催の取締役会において併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 事業体制の変更と子会社の設立について

(1) 背景と目的

当社グループは、1997年の創業(当時はコーチ・トゥエンティワン)以来、エグゼクティブ・コーチング・ファームとして、約30年にわたり日本におけるコーチングの普及・拡大にパイオニアとして貢献してきました。現在は、東京のほか、ニューヨーク、上海、香港、バンコクに拠点を構え、日本企業の海外拠点はもとより、海外現地企業にもコーチングを提供しています。

日本国内においてはこれまで、株式会社コーチ・エィ単一法人のもと、同社が有する事業基盤や知見を活用し、コーチング領域における多様なサービスを開発・展開することで、主として大手上場企業の組織変革・開発を推進してまいりました。一方で、近年においては、顧客ニーズが多様化・細分化する中で、当社グループのブランドを棄損することなく、各サービスの特性や対象に応じたマーケット拡大を推進するための体制整備が課題となっておりました。

このような認識のもと、当社は、中長期的な企業価値向上を目的として、サービスの顧客セグメントに応じた営業体制の整備や人材育成の推進、また、グループ全体の経営管理や資本配分の最適化を図るため、持株会社体制へ移行するとともに子会社2社を新設することを決定いたしました。

新設する各子会社においては、それぞれが取り扱うサービスの特性に応じた市場開拓及び販売推



進を担い、市場競争力のさらなる強化を目指してまいります。準備会社1においては特に、大規模企業の経営者や取締役などをはじめとした経営層を起点に、長期的視点での組織開発を中心としたサービスを展開してまいります。準備会社2においては主に、大規模未満の企業やミドルマネジメント層未満を対象に、リーダー・マネジメント人材の開発を中心としたサービスを展開してまいります。

当社(コーチ・エィホールディングス)においては、グループ全体の経営方針の策定をはじめ、本社機能の提供、資本配分の最適化、並びに各種サービスの企画及び付加価値の創出を担います。

(2) 設立する子会社の概要

① 名称	株式会社コーチ・エィ準備会社1	
② 設立年月	2026年7月(予定)	
③ 所在地	東京都千代田区九段南2-1-30	
④ 代表者	瀧瀬 順史	
⑤ 事業内容	組織開発及びコーチング人材開発サービスの提供	
⑥ 資本金	100百万円(予定)	
⑦ 大株主及び持ち株比率	株式会社コーチ・エィ ホールディングス 100%	
⑧ 決算期	12月末	
⑨ 上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社100%出資の子会社として設立する予定です。
	人的関係	当社の取締役及び執行役員が当該子会社の取締役を兼任する予定です。
	取引関係	設立前であり、取引関係はありません。

① 名称	株式会社コーチ・エィ準備会社2	
② 設立年月	2026年7月(予定)	
③ 所在地	東京都千代田区九段南2-1-30	
④ 代表者	瀧瀬 順史	
⑤ 事業内容	組織開発及びコーチング人材開発サービスの提供	
⑥ 資本金	100百万円(予定)	
⑦ 大株主及び持ち株比率	株式会社コーチ・エィ ホールディングス 100%	
⑧ 決算期	12月末	
⑨ 上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社100%出資の子会社として設立する予定です。
	人的関係	当社の取締役及び執行役員が当該子会社の取締役を兼任する予定です。
	取引関係	設立前であり、取引関係はありません。

(3) 当社グループ体制図



(4) 日程

- | | |
|-----------|---------------|
| ① 取締役会決議日 | 2026年2月10日 |
| ② 設立年月日 | 2026年7月1日(予定) |
| ③ 事業開始日 | 2027年1月1日(予定) |

2. 商号変更について

(1) 商号変更の理由・内容

冒頭に記載の理由によるものです。

(2) 新商号

- ・ 日本語表記:株式会社コーチ・エィホールディングス
- ・ 英語表記:COACH A Holdings Co., Ltd.

(3) 変更予定日

2027年1月1日

※ 商号変更は、2026年3月26日開催予定の第25期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることが条件となります。

3. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

冒頭に記載の理由により、商号の変更の実施及び子会社設立による組織再編に伴い変更するものです。

(2) 定款変更の内容



(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社コーチ・エイと称する。 2 英文では、COACH A Co., Ltd. と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (新設) (新設) (新設) (1) 人材の職業適性能力開発のための研修・教育指導 (2) 人材の職業適性能力開発のための教材及び機器の製作並びに販売 (3) コンピュータと周辺機器並びにコンピュータソフトウェアの研究・開発・製作・販売・賃貸・保守 (現行定款(8)より移動) (4) 上記各号についてのコンサルタント業務	第1章 総 則 (商 号) 第1条 当社は、株式会社コーチ・エイホールディングスと称する。 2 英文では、COACH A Holdings Co., Ltd. と表示する。 (目 的) 第2条 当社は、次に掲げる事業を営むとともに、次に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国におけるこれに相当するものを含む。))その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を取得し、これを保有することにより、当該事業体の事業活動を支配及び管理し、並びにその経営の指導及び助言を行うことを目的とする。 (1) システミック・コーチングによる対話型組織開発事業 (2) コーチング人材の開発、研修、教育指導、プログラム運営及びこれらに関する資格・認定制度の企画運営 (3) リーダーシップ開発、組織開発、コーチング等に関する調査、研究、分析及び評価 (4) 人材の職業能力開発及びキャリア等形成支援のための研修、教育指導 (5) 人材の職業能力開発及びキャリア等形成支援のための教材、機器、ツールその他商品の企画、製作、販売及び輸出入 (6) コンピュータ及び周辺機器並びにソフトウェアの企画、研究、開発、製作、販売、賃貸、使用許諾、運用及び保守 (7) インターネットその他の情報通信ネットワーク及び関連システムの企画、設計、開発、運営、管理及び保守 (削除)

現行定款	変更案
(新設)	
(5) 講演会の企画	(8) <u>人工知能、機械学習、データ解析その他情報技術に関する研究、企画、設計、開発、提供、運営、管理及び保守</u>
(6) <u>コンピュータシステム導入、運営に関する教育及びコンサルタント業務</u>	(9) <u>講演会、セミナー、イベント等の企画、開催、運営及び受託</u>
(7) <u>経営コンサルタント業務</u>	(削除)
(8) <u>インターネット等のコンピュータネットワークの企画・開発</u>	(10) <u>経営コンサルティング及び経営支援サービスの提供</u>
(9) <u>コンピュータシステムの販売</u>	(変更案(7)に移動)
(10) <u>セールスプロモーションの企画・立案</u>	(削除)
(11) <u>コンテンツの企画、開発、制作、配信、販売、運営、管理及び保守</u>	(11) <u>セールスプロモーション、マーケティング及び広告宣伝に関する企画、立案、制作及び実施</u>
(12) <u>著作権、著作隣接権、産業財産権その他の無体財産権の取得、利用、管理、譲渡、使用許諾業務</u>	(12) <u>コンテンツ(文章、音声、映像、プログラム、データ等を含む。)の企画、開発、制作、配信、販売、運営、管理及び保守</u>
(13) <u>EC(電子商取引)サイトの企画、制作、運営及び管理並びに通信販売業</u>	(13) <u>著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権の取得、保有、利用、管理、譲渡、実施許諾及びその仲介</u>
(14) 出版事業	(14) <u>電子商取引(EC)サイトの企画、制作、運営及び管理並びに通信販売事業</u>
(15) <u>情報処理サービス・情報提供サービス業</u>	(15) 出版事業
(16) 労働者派遣事業	(16) <u>情報処理サービス事業及び情報提供サービス事業</u>
(17) 有料職業紹介事業	(17) 労働者派遣事業
(18) <u>上記各号に付随する一切の業務</u>	(18) 有料職業紹介事業
(中略)	(19) <u>前各号に附帯又は関連する一切の事業</u>
	(中略)



現行定款	変更案
第 8 章 附 則 (新設)	第 8 章 附 則 (商号変更の時期) <u>第 48 条 第1条は、2027 年 1 月 1 日に効力を発生し、その効力発生日をもって本条は削除する。</u>

(3) 日程

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ① 定款一部変更のための定時株主総会 | 2026年3月26 日(予定) |
| ② 定款一部変更の効力発生日 | 2027年1月1日(予定) |

以上